

まちづくり懇談会 参加団体募集！



市長が皆様と直接お話しします！

“まちづくり”への

熱い思いを聞かせてください！

市長公室 市民の声を聞く課

047 - 436 - 2784

まちづくり懇談会実施要領

1. 趣旨

まちづくり全般について、市内で活動している様々な団体等と市長が直接対話することにより、市民の市政への参加促進を図るとともに、市民の意見・市民力を今後の市政に活かしていくことを目的とする。

2. 公募方法等

市長と懇談する団体は、広報紙、市ホームページなどを通して公募し、応募団体としての要件を満たしている団体を選出する。

なお、市長が選出する団体等と懇談を実施する場合もある。

3. 応募団体

応募団体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内に在住・在勤・在学又は市内で活動している人で構成される団体であること。
- (2) 懇談会当日に、原則として10人程度出席できる団体であること。
- (3) 当該年度内に「まちづくり懇談会」に参加した団体でないこと。

4. 懇談の制限

次の各号のいずれかに該当する場合には、懇談を取消及び中止することができるものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのある場合。
- (2) 特定の営利事業の支援につながるおそれのある場合。
- (3) 特定の政治団体・宗教団体に特別の利益又は不利益となるおそれのある場合。
- (4) 個人・団体の誹謗・中傷となるおそれのある場合。
- (5) 苦情や要望等が主たる目的となるおそれがある場合。
- (6) その他「まちづくり懇談会」の趣旨に適さないと判断した場合。

5. 開催日時及び開催場所

開催日時は団体が希望する日時と市長の日程を調整した上で決定し、懇談時間は1時間程度とする。

開催場所は、原則として、市役所とする。

6. 運営方法

- (1) 司会進行は団体が行う。
- (2) 進行は、団体が活動報告及び懇談内容等の説明を行った後、市長との意見交換を行う。ただし、運営方法について市民の声を聞く課と事前に協議して決定した場合、この限りでない。
- (3) その他、運営方法に疑義が生じた場合は、適宜協議を図る。

7. 応募方法

代表者は、申込書及び提案書（別添様式参照）に必要事項を記入の上、市役所1階市民の声を聞く課に持参するか、FAX、郵送またはEメールで申込みものとする。

申込書及び提案書は、市ホームページからダウンロードできるほか、市民の声を聞く課・船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）・出張所等に備え付ける。

また、提案書の作成にあたっては、別紙「テーマ一覧表」を参考にして、市政に対する建設的な提案を、具体的かつ詳細に記載するものとする。

8. 開催通知

開催通知を文書により団体の代表者に通知する。

9. 懇談内容の公表

市民に対して積極的な情報公開を行う観点から、懇談会の様子は、市民の声を聞く課で写真撮影、録音等を含めて記録を取り、懇談内容及び状況を市ホームページ等で公表する。

参加する団体が、懇談内容の録音、録画等を希望する場合には、事前に市民の声を聞く課に相談するものとする。

10. 個人情報の取扱い

応募団体及び応募者の個人情報は、本懇談会開催に係る事務にのみ使用する。

11. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

船橋市長 あて

「まちづくり懇談会」申込書

次のとおり「まちづくり懇談会」への参加を申し込みます。

団体名			
	[会員数	人]	[出席予定人員
代表者	住所：		
	ふりがな：	電話：	
	氏名：	携帯：	
	E-Mail：		
連絡担当者	住所：		
	ふりがな：	電話：	
	氏名：	携帯：	
	E-Mail：		
団体等の紹介 (設立時期・目的 など)			
その他			

※開催時期などの希望がございましたら、ご記入ください。

- 注1 申込みにあたっては、「まちづくり懇談会実施要領」をよくお読みください。
 注2 活動実績を添付してください。(団体HPで確認できる場合は省略できます)
 注3 本事業は市政に対する建設的な提案に対する意見交換の場です。苦情や要望、陳情等の場ではありませんのでご留意ください。

申込み・問合せ先

船橋市市長公室市民の声を聞く課
 〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25
 電話：047-436-2784 (直通)
 FAX：047-436-2789
 E-Mail：shiminnokoe@city.funabashi.lg.jp

年 月 日

船橋市長 あて

「まちづくり懇談会」提案書

団体名	
代表者	ふりがな：
	氏 名：
市長と話し合いたいテーマ	
テーマ選定理由	
提案項目①	
提案内容	

提案項目②	
提案内容	

- ・ 申込みにあたっては、「まちづくり懇談会実施要領」をよくお読みください。
- ・ 本事業は市政に対する建設的な提案に対する意見交換の場です。苦情や要望、陳情等の場ではありませんのでご注意ください。

申込み・問合せ先

船橋市市長公室市民の声を聞く課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25

電話：047-436-2784（直通）

FAX：047-436-2789

E-Mail：shiminnokoe@city.funabashi.lg.jp

船橋市長 あて

「まちづくり懇談会」提案書 (記入例)

団 体 名	船橋市〇〇会
代 表 者	ふりがな：ふなばし たろう
	氏 名：船橋 太郎
市長と話し合いたいテーマ	〇〇について テーマについては、別紙「テーマ一覧表」をご参考ください。
テーマ選定理由	船橋市は、〇〇である。これらを〇〇して、船橋市を〇〇していきたいという思いから、このテーマを選定した。
提案項目①	〇〇について〇〇を提案します
提案内容	<p>1. 提案項目に関する今までの活動内容 私たちは〇〇に関して〇〇な活動を行ってきました。</p> <p>2. 活動しているうえでの問題点や課題 そこで、〇〇については〇〇といった問題点や課題があると感じています。</p> <p>3. 問題や課題を解決するための提案 〇〇といった問題点について、〇〇な活動を行うことにより、より良いものになるのではないのでしょうか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>提案は、建設的かつ具体的な内容を記入してください。 団体の取り組みと絡めた提案にしてください。</p> </div>

申込み・問合せ先

船橋市市長公室市民の声を聞く課
〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25
電話：047-436-2784 (直通)
FAX：047-436-2789
E-Mail：shiminnokoe@city.funabashi.lg.jp

まちづくり懇談会 テーマ一覧表

	テーマ	内容例
1	一人一人が自分らしく輝くまち	<ul style="list-style-type: none"> ・技能・知識等を活かして、地域や社会の課題を解決できるようにするにはどのようにすれば良いか ・年齢や障害の有無に関わらず参加できるイベントをどのように開催すれば良いか
2	住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・地域でのつながりや支えあいの意識を構築するにはどのようにすれば良いか。 ・子育て世代にとって魅力あるまちづくりとはどのようなものか。
3	活力と魅力にあふれ、進化し続けるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・船橋の魅力をさらに高めるためにはどのようにすれば良いか。 ・市民や地域の力を活かすにはどのようにすれば良いか。
4	快適に豊かに暮らせる、人と環境にやさしいまち	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と調和したまちづくりとはどのようなものか。 ・地域公共交通の活性化を図るためには、どのようにすれば良いか。
5	命と暮らしを守る強靱なまち	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強いまちづくり・地域づくりはどのようにすれば良いか。 ・防犯体制の充実を図るためには、どのようにすれば良いか。

※本市のまちづくりの目標である「人も まちも 輝く 笑顔あふれる 船橋」になることを含んでテーマを設定してください。

まちづくり懇談会に関する Q&A

- Q. 1 応募から開催までの流れを教えてください。
- A. 1 下記のような流れになります。
申込書一式の入手→申込書・提案書の記入→市民の声を聞く課に提出
→開催団体の決定(応募団体の中から、市長日程との調整がつき次第)
→開催団体代表者(連絡担当者)へ連絡→打合せ(1～2回程度)→懇談会の開催
- Q. 2 過去に行った懇談会の内容が知りたい。
- A. 2 船橋市のホームページに過去の懇談の議事録や懇談の様子を掲載しています。
<http://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/kouchou/001/index.html>
- Q. 3 10人に満たない人数で活動している団体ですが、応募できますか。
- A. 3 要領では、「懇談会当日に、原則として10人程度出席できる団体であること。」としておりますが、事前にご相談ください。
- Q. 4 市長と話し合いたいテーマについての制約はありますか。
- A. 4 まちづくり懇談会実施要領にもあるように、市民の市政への参加促進を図るとともに、市民の意見・市民力を今後の市政に活かしていくことを目的としておりますので、事前にお知らせしている別紙「テーマ一覧表」を参考に、趣旨に合致するテーマを決めてください。
- Q. 5 提案書はどのようなものを作成すれば良いですか。
- A. 5 提案書は、提案書(例)を参考に作成してください。ご不明な点は、お気軽にお問合せください。
懇談会は、意見交換の場となりますので、苦情や要望、陳情等を伝える場ではありません。(陳情、要望等については、市民の声を聞く課にて、別途受付し、担当部署より回答する制度があります。)
また、既に市に提案・意見をし、回答があったものについては、原則、当該懇談会の対象とはなりません。
その他、注意事項を実施要領に載せてありますので、申込みの際に必ず確認してください。
- Q. 6 開催場所は、原則として市役所となっておりますが、別の場所で開催することは可能ですか。
- A. 6 ほかに開催する理由や市長の日程により、別の場所で開催することも可能です。

- Q. 7 懇談時間はどのくらいですか。
- A. 7 懇談時間は、1時間程度です。
- Q. 8 申込書及び提案書を作成しました。どこに提出したらよいですか。
- A. 8 市役所1階市民の声を聞く課に直接持参していただくか、Eメール、FAX または郵送で提出してください。
- Q. 9 申込書及び提案書を提出しましたが、後日軽微な間違い(誤字など)に気がきました。書類に不備がある場合はどうしたらよいでしょうか。
- A. 9 早急にご連絡いただき、訂正したものを提出してください。
- Q. 10 3月に申し込んでも開催は可能ですか。
- A. 10 提案内容の精査や市長日程との調整には、少なくとも1か月以上の期間を要します。期間に余裕を持ってなるべく早めに申込みをしていただきますが、次年度に持ち越す場合もございますので、予めご理解の上、申込みください。
- Q. 11 懇談したいテーマについて、既に他の団体が行っていることを知りました。同じテーマでも、懇談はできますか。
- A. 11 同じテーマでも各団体により活動分野が異なる場合もありますので、ご相談ください。
- Q. 12 1回の懇談では時間が足りませんでした。再度懇談を行えますか。
- A. 12 同じ年度内では、1団体1回限りとしています。時間を有効に使えるように的を絞って懇談を行ってください。
- Q. 13 これまでのまちづくり懇談会の実績を教えてください。
- A. 13 平成26年度から始まり、これまでに30以上の団体と開催しています。懇談の様子はホームページに掲載していますので、ご覧ください。